

令和6年5月2日

保護者 様

船橋市立宮本小学校
校長 秋元 大輔

1人1台端末の持ち帰りに関するお願い

若葉の候、保護者の皆様におかれましてはご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃より本校の教育活動にご理解ご協力いただきありがとうございます。

さて、1人1台端末の持ち帰りに関しまして、船橋市教育委員会より下記の内容を保護者に連絡するよう依頼がありました。再度下記の内容をご確認いただき、家庭での適切な利用にご協力いただけますようお願いいたします。

記

1 端末貸与の条件について

端末の貸与を受ける児童生徒は、船橋市立小・中・特別支援学校に在籍している者としてします。卒業、転出する際は、端末を速やかに学校へ返却するようお願いいたします。

2 端末の利用目的について

貸与された端末は、児童生徒の学習及び学校との連絡手段として利用します。それ以外の目的では利用しないようお願いいたします。

3 端末の利用者について

端末を利用するのは、貸与された児童生徒本人及びその保護者であり、他者に利用させないようお願いいたします。

4 端末の設定について

端末は学習目的用に設定し、貸与されております。設定の変更・解除などを行わないでください。不適切なコンテンツには、アクセスできないようにフィルタリングされています。

5 端末の取扱いについて

貸与された端末を利用する際は、故障や破損のないよう十分に注意していただき、万が一、盗難や故障及び破損した際には、速やかに学校へ報告いただけますよう、お願いいたします。

端末の利用等でご不明な点がございましたら、本校教頭までご連絡ください。